省令

○厚生労働省令第十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七条の四十一の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（都道府県単位保険料率に関する措置） **第百三十五条の二の三**　協会は、一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険料率が、当該一の事業年度の前事業年度の三月から当該一の事業年度の二月まで用いる都道府県単位保険料率に比して上昇し、又は低下するため、その影響を複数年度にわたり調整する必要があると認めるときは、厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができるものとする。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十七号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（教育訓練等を受講する特定求職者に対する貸付けに係る事業等を行う法人への補助） **第十六条の二**　前条に規定するもののほか、特定求職者の職業に関する教育訓練その他の訓練であって職業安定局長が定めるものの受講を容易にするための資金の貸付けに係る事業又は当該貸付けに係る保証を行う法人に対して、当該事業又は保証に要する経費の一部補助を行うものとする。	（教育訓練等を受講する特定求職者に対する貸付けに係る保証を行う一般社団法人等への補助） **第十六条の二**　前条に規定するもののほか、特定求職者の職業に関する教育訓練その他の訓練であって職業安定局長が定めるものの受講を容易にするための資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四十四条　自衛官以外の隊員の勤務時間は、一週間当たり三十八時間四十五分とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法（以下「準用育児休業法」という。）第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた隊員（以下「育児短時間勤務隊員」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、防衛大臣の定める者（第二項から第六項まで、第九項及び第十項において「官房長等」という。）が定める。 2～14　［略］ （年次休暇） **第四十七条**　［略］ 2～5　［略］ 6　年次休暇の単位は、一日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間又は十五分を単位とすることができる。 7　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**第四十四条**　自衛官以外の隊員の勤務時間は、一週間当たり三十八時間四十五分とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法（以下「準用育児休業法」という。）第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた隊員（以下「育児短時間勤務隊員」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、防衛大臣の定める者（第二項から第七項まで、第十項及び第十一項において「官房長等」という。）が定める。 2～14　［同上］ （年次休暇） **第四十七条**　［同上］ 2～5　［同上］ 6　年次休暇は、一日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間（第四十四条第十項に規定する自衛官以外の隊員又は防衛大臣の定める自衛官にあつては、一時間又は十五分）を単位とすることができる。 7　［同上］

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。